

**第2期食のまちづくり基本計画推進プロジェクト実施及び
第3期食のまちづくり基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項**

この実施要項は、いちき串木野市（以下「本市」という。）が、「いちき串木野市食のまちづくり条例」に基づき、市、市民、事業者が食の活用による地域活性化に主体的に参画し、協働して取り組む食のまちづくりの推進に向けて、令和4年度に策定した「第2期食のまちづくり基本計画」の事業推進及び「食のまちプロジェクト」の運営支援に関する業務（以下「推進業務」という。）並びに、第2期計画が令和8年度に終期を迎えることから、令和9年度を始期とする「第3期食のまちづくり基本計画」の策定に関する業務（以下「策定業務」という。）に係る契約の相手方を選定するための提案について、留意すべき事項を定めたものです。

提案をしようとする者（以下「提案者」という。）は、以下の事項を熟知した上で、提案を行ってください。

1 提案に付する事項

(1) 業務の名称：第2期食のまちづくり基本計画推進プロジェクト実施及び
第3期食のまちづくり基本計画策定業務委託

(2) 業務の概要：

① 推進業務

ア 第2期食のまちづくり基本計画の管理及び事業推進

イ 食のまちPRパートナーの活性化に資する取り組みの企画運営

ウ 食のまちづくりに関する広報・情報発信及びスキル向上についての企画運営

② 策定業務

ア 現状分析と課題整理・ヒアリングと意見集約

イ 計画素案の作成

(3) 履行期間：契約の日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額：4,848,000円（消費税込み）

なお、各業務における内訳は以下のとおりとするが、配分については変更可能である。

・推進業務 1,848,000円（消費税込み）

・策定業務 3,000,000円（消費税込み）

(5) 履行場所：鹿児島県いちき串木野市

2 委託の仕様書

仕様書：別添「第2期食のまちづくり基本計画推進プロジェクト実施及び第3期食のまちづくり基本計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

3 提案に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通133-1

いちき串木野市シティセールス課食のまち・シティセールス係

(電話) 0996-33-5640 (Fax) 0996-32-3124

(E-mail)c-sales1@city.ichikikushikino.lg.jp

4 提案者に必要な資格

(1) については、①または②のいずれか一方の実績を有していること。また、(2)～(5)については、すべてを満たすこと。

(1) 類似業務に係る次の実績を有すること。

① 推進業務

- ア 官公庁が発注する市民参加型のファシリテーション
- イ 官公庁が発注する講演会またはセミナー

② 策定業務

- ア 官公庁が発注する基本計画等の策定支援
- イ 計画策定に係る情報収集及び分析
- ウ 計画策定に係る市民参加型のファシリテーション

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法に基づく更生手続の決定を受けている者若しくは更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づく再生手続の決定を受けている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(4) 国及び地方公共団体から、指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 国税及び地方税に未納がないこと。

5 提案手続

(1) 手続の流れ

- ① 提案説明書の配付・提案参加の公示（本市）
- ② 参加申込書兼誓約書の提出（提案者）
- ③ 参加資格確認書送付（本市）
- ④ 提案書の提出（提案者）
- ⑤ 審査及び契約候補者の決定（本市）
- ⑥ 結果通知（本市）
- ⑦ 契約締結手続（本市、契約相手方）

(2) 各手続詳細

① 提案書作成要項及び仕様書等の公示

- ア 期 間： 令和8年4月10日(金) 午後1時から
令和8年4月30日(木) 午後4時30分まで

イ 場 所： いちき串木野市 ホームページに掲載

② 参加申込書兼誓約書の提出

- ア 期 限： 令和8年4月30日(木) 午後4時30分（必着）までに様式1「提案参加申込書兼誓約書及びウ提出物a～eの必要書類」を郵送等により提出してください。

イ 場 所： 〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通133-1
いちき串木野市シティセールス課食のまち・シティセールス係

ウ 提出物： a 提案参加申込書兼誓約書

b 会社・団体等の概要（パンフレット等）

c 納税証明書

d 定款及び直近2か年の法人の損益計算書の写し

e 類似する業務の実施・実績が分かる資料（推進業務と策定業務のそれぞれについて提出してください）

③ 参加資格確認書送付

参加申込に対する参加資格確認書を電子メール又はFAXにて送付します。

(令和8年5月7日(木)午後5時までに通知書を発出いたします。)

※ 参加資格の確認を受けない限り、本プロポーザルには参加できません。なお、必要書類を提出したにもかかわらず連絡がない場合は、令和8年5月12日(火)午後4時30分までに、本市あてに電話にてご連絡ください。

④ 提案書の提出

ア 期限：令和8年5月15日(金)午後4時30分(必着)までに提案書を郵送等により提出してください。

イ 場所：〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通133-1

いちき串木野市シティセールス課食のまち・シティセールス係

ウ 部数：提案書 正本1部 副本13部

エ 内容：別添「第2期食のまちづくり基本計画推進プロジェクト実施及び第3期食のまちづくり基本計画策定業務委託仕様書」のとおり

⑤ 審査及び契約候補者の決定

提案者の提案内容を選定方法に基づき評価を行い、総合的に判断し、契約候補者として決定します。

⑥ 結果通知

令和8年5月20日(水)に提案参加申込者全員(担当者)に電子メール又はFAXで連絡します。

⑦ 契約締結手続

契約の相手方と本市との間で業務委託について、令和8年5月25日(月)までに契約手続を行います。

6 提案に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先(様式3により、電子メールのみ受け付けます。)

電子メール：c-sales1@city.ichikikushikino.lg.jp

(2) 回答方法

提案参加申込者全員(担当者)に対し電子メールで回答します。

(3) 受付期間

令和8年4月10日(金)午後1時から4月30日(木)午後4時30分まで随時

(4) 回答日

質問受付後、2開庁日以内にすべての提案者へ回答します。

7 提案参加の辞退

参加申込後であっても提案を辞退することができます。

その場合は、令和8年5月15日(金)午後4時30分(必着)までに、様式2「提案参加辞退届」を提出してください。

8 選定方法

(1) 評価の方法

当市が設置する選定委員会において、提案書の内容により総合的に判断し、最高得点提案者を契約候補者として決定します。

(2) 評価基準

別表をもとに評価いたします。ただし、最高得点提案者の評価が総評価点の60パーセント以上の場合のみ、契約候補者として選定し得るものとします。

(3) プレゼンテーションについて

提案書等を提出した事業者は、選定委員会においてプレゼンテーションを行ってください。

① 日 時：令和8年5月20日（水）午後1時30分からを予定

※時間・場所等の詳細は、参加資格確認通知の際に合わせて連絡します。

② 発表時間：40分程度（各提案者につき、20分以内のプレゼンテーション後、20分程度の質疑応答を行います。）

③ 内 容：提案者からのプレゼンテーション及び質疑応答。

※パワーポイント等を使用する場合は、パソコンを持参してください。

※スクリーン、プロジェクター（HDMI接続）は貸与します。

9 契約の方法等

(1) 提案内容の変更

委託契約に当たっては、審査された提案内容を直ちに契約内容とするものではありません。契約候補者と提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行い、双方が合意に至った場合に締結します。その際、協議のうえ、企画提案の一部を変更する場合があります。

(2) 仕様書の変更

別紙「仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものです。したがって、契約候補者の企画内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書には、当該企画書等の内容の範囲内において、委託業務の内容が追加される場合があります。

(3) 契約候補者の変更

契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わないときは、その選定を取り消すとともに、次順位の提案者を契約候補者として選定のうえ、本実施要項9（1）及び（2）の事項を準用し、契約を締結するものとします。

10 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

(1) 提案書が提出期限内に提出されなかった場合。

(2) 提案書の内容に虚偽の記載がある場合。

(3) 提案書の提出後に参加者の資格要件に定める条件を満たさなくなった場合。

(4) 提出された見積書の金額が、本実施要項1（4）に示す予算額を上回っている場合。

(5) その他、本実施要項に定める手続、方法等を遵守しない場合。

11 参加にあたっての確認事項

以下の点を確認し、了承頂いた上で提案に参加してください。

(1) 本提案書作成に係る費用については、すべて提案者の負担とします。

(2) 不確定要素が多々ある中であっても、提案者の経験やノウハウを最大限活用し、具体的で実効

性のある提案書を提出してください。

- (3) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任をもって必ず履行できる内容としてください。
- (4) 審査経過及び選定に関する質問等は一切回答しません。
- (5) 提案頂いた提案書等一切の書類は返却しません。なお、提出された書類を提案者に無断で本件の目的以外に使用することはありません。
- (6) 本資料を他の目的のために使用することは禁止します。

別表：評価基準

審 査 項 目	配 点
1 会社・団体の組織体系及び類似業務の実績は十分であるか。	10点
2 事業の内容は目的に沿ったものであるか。	70点
3 事業の実施フロー等は明確であり履行可能な内容であるか。	10点
4 見積もりによる提示価格や見積内容は適切であるか。	10点

提案参加申込書兼誓約書

令和 年 月 日

いちき串木野市 御中

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

第2期食のまちづくり基本計画推進プロジェクト実施及び第3期食のまちづくり基本計画策定業務委託に係るプロポーザルについて、実施要項にある参加資格を満たしていることを誓約し、別紙添付書類を添えて参加を申込みます。

なお、本申請後、参加資格を満たしていないことが明らかとなった場合は、この申込みを取り消します。

会社名・団体名	
所属名	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
電子メールアドレス	

【添付書類】

- ・会社・団体概要（パンフレット等）
- ・納税証明書（未納税額のない証明） ※発行後3か月以内のもの。
 - ①市税（法人市民税・固定資産税・軽自動車税・市民税(特別徴収分)）
 - ②国税（法人税、消費税及び地方消費税）
- ・定款及び直近2ヶ年の法人の損益計算書の写し
- ・類似する業務の実績が分かる資料（様式任意）

提案参加辞退届

令和 年 月 日

いちき串木野市 御中

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

第2期食のまちづくり基本計画推進プロジェクト実施及び第3期食のまちづくり基本計画策定業務委託に係るプロポーザルについて、令和 年 月 日参加申込みをしましたが、辞退したいので届出ます。

会社名・団体名	
所属名	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

質 問 票

会社名 団体名		電話番号	
所属名		FAX番号	
担当者名		メールアドレス	

質問事項	
質問内容	

注) 質問内容は、事項毎に別紙で作成してください。